

首藤委員報告資料

年金個人情報活用の促進について

■平成 25 年 5 月 30 日 首藤由之

●狙い

年金個人情報は、制度加入者すべての人にとって有益な情報のはず。記録問題が「新たな誤りの発生」という面では落ち着いてきている中、年金個人情報が正確に記録されている大多数の人々にも目を向け、それらの人々にとっても有益な情報になるように制度を整備していくべきではないか。その観点から、この情報開示の制度を見ていくと、まだまだ改善できる部分があるように思われる。すべての人々にとって、「わかりやすく」、「親しみやすく」、かつ「役に立つ」年金個人情報をめざすべきである。

●これまでの状況

「ねんきん定期便」と「ねんきんネット」の概要やポイントは、第 1 回目の事務局資料を参照。ここでは、開示制度の変遷を確認する。

「ねんきん定期便」

◇年々、簡素化の傾向

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
送付形態	A 4 封筒	長形 3 号	長形 3 号	ハガキ	ハガキ
パンフレット	○	○	○	×	×
費用	228 億円	212 億円	90 億円	75 億円	64 億円

◇内容は、ほとんど変わっていない

- ・年金加入期間 → 「これまでの年金加入期間」
- ・年金額 → 「これまでの加入実績に応じた年金額」(50 歳未満)
「老齢年金の見込額」(50 歳以上)
- ・保険料納付額 → 「(参考) これまでの保険料納付額」
- ・最近の月別状況 → 初年度は、制度加入時からのすべての期間の月別状況が開示されたが、平成 22 年度以降は直近 1 年に(35 歳、45 歳、59 歳を覗く)。

「ねんきんネット」

◇「定期便」から「ネット」への誘導

平成 23 年度の「ねんきん定期便」から、「ねんきんネット」の申し込みを促す記述が目

立つ形で記載されている。インターネットの普及が進んでいることを考えると、妥当な措置と思われる。郵送に比べて、費用も節約できる。

◇その割には、利用が進まない

平成 23 年 2 月 サービス開始

24 年 7 月 I D 発行件数 100 万件突破

25 年 2 月 150 万件突破 25 年 3 月末 166 万件 (第 1 回目資料から)

24 年度の「ねんきん定期便」送付件数、6578 万件と比べると、利用率は「2.5%」。

* 「毎月 10 万件」のペースで増えていっても、1000 万件突破まで「あと 7 年」、約半数となる 3000 万件突破まで「あと 23 年 8 カ月」、ほぼ全員となる 6000 万件突破まで「あと 48 年 8 カ月」かかることになる。

●改善が考えられないか

◇「ねんきん定期便」、「50 歳未満」の人は年金見込額が計算できない

封筒からハガキにサイズが変更されたさいに、「50 歳未満」の人の「ねんきん定期便」に記載されていた「将来の年金見込額の試算コーナー」がなくなった。その結果、50 歳未満の人は、「これまでの加入実績に応じた年金額」はわかるが、60 歳までや退職時まで加入した場合の年金見込額を自分で試算することができなくなった。年金額の計算式も姿を消し、将来の自分の年金額へのイメージがつかみにくくなっている。「年金見込額の試算は『ねんきんネット』で」ということだろうが、その「ねんきんネット」は普及が進んでおらず、リタイア後のことが気になり始める 40 歳代の人らにとって、歯がゆい事態となっている。

(老齢厚生年金の見込額の計算例)

現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬月額(おおむね、月給+賞与の1/12)の実績は、373,596円ですが、現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬月額を50万円と仮定した場合の例です。

※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。

◆これまでの加入実績に応じた年金額	
平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ)	242,000円
生年月日に応じた給付乗率	7.125 /1,000 × 48月
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬月額(おおむね、月給+賞与の1/12)	373,596円
生年月日に応じた給付乗率	5.481 /1,000 × 74月
① 234,292円	
◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額	
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬月額(おおむね、月給+賞与の1/12)を仮置	500,000円
生年月日に応じた給付乗率	5.481 /1,000 × 386月
② 1,057,833円	
今後、退職時まで勤務される期間(月数)を記入	
【厚生年金の見込額】	
① + ② = 1,292,100円	
※ 100円未満四捨五入	

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額(おおむね、月給+賞与の1/12の平均額)にご自身で置き換えて記入してください。
(注)置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

◇消えた基礎年金番号

平成 21・22 年度までの「ねんきん定期便」には各人の基礎年金番号が記載されていたが、23 年度からは記載がなくなり、代わりに 12 ケタの照会番号が登場した。23 年度から「ねんきんネット」が始まり、本人以外の人が「ねんきんネット」にアクセスするのを防ぐための措置とみられる（「ねんきんネット」の利用には、「ねんきん定期便」に記載されている 17 ケタの「アクセスキー」と「基礎年金番号」があれば、即座に申し込みが可能。ただし、アクセスキーの有効期限は「定期便」到着後 3 カ月）。

しかし、逆に、「ねんきんネット」に申し込むには、「ねんきん定期便」だけでは足りず、自分の「基礎年金番号」を調べなければならぬ。平成 21・22 年度の「ねんきん定期便」を保管していたり、自分の基礎年金番号をメモしていたりする場合はよいが、それ以外の場合は手間がかかってしまう。

●ここを変えれば、「もっと使える！」

◇「50 歳以上」の「老齢年金の見込額」、空欄の人に目立つ注意喚起を！

「50 歳以上」の「ねんきん定期便」で、加入記録が 300 月に達していない場合は「老齢年金の見込額」が空欄になる。現在も、「年金額が表示されていない場合は、ご自身の加入記録のみでは 300 月に達しない場合等ですので、お近くの年金事務所にご相談ください」との注意書きがあるが、小さすぎて気づきにくい。普通に年金制度に関わっていれば空欄になるはずがなく、本人に「警告」を与えるのがベターと思われる。

⇒「記録の誤り」の可能性を指摘するさい、「空白期間があります」などの「警告」が出るが、その形式を利用できないか（例「加入記録が足りません」など）。本人に「気づき」を与えることが大切で、無年金者対策にもつながるように思う。

◇「ねんきんネット」の「年金額試算コーナー」をもっと簡単に！

実際、挑戦してみると、最初が大変。正確さを重視しているためか、さまざまな条件を入力しなければならず、マウスを使って画面を何回もスクロールしないと、実際の試算までたどりつけない。年金になじみがない人ほど、パソコン操作に慣れていない人ほど、嫌になって途中で止めてしまうだろう。逆に、そういう人にこそ試算コーナーを使ってほしいわけで、何とも歯がゆい事態になっているのではないか。

自分の年金個人情報を利用しつつも、もう少し簡単な操作で見込額が試算できないか。正確さを重視する「詳細バージョン」に加えて、ざっくりとした見込額を試算できる「簡易バージョン」を作ることも検討してみたいか。

◇モデル世帯の標準報酬月額を公表しては？

厚生年金に加入してからの「標準報酬月額」の月ごとの記録は、サラリーマンにとっては「月給の歴史」に近いものがある。ところが、自分の記録以外を見ることができないため、現状では記録確認のほかに使い道がない。平均的な日本人サラリーマンがたどった「月給の歴史」など比べる指標があれば、使えるイメージが広がるのではないか。

⇒いわゆるモデル世帯の年金額（平成 25 年度は「月額 23 万 940 円」）の標準報酬月額の一覧表を公表してはどうか。このうち厚生年金分は「9 万 9858 円」。厚労省の資料によると、これは夫が平均的収入（平均標準報酬「36.0 万円」）で 40 年間就業した場合の数字だ。モデル世帯の「月給の歴史」がわかれば、自分の「月給の歴史」との比較が容易になる。

●個人が簡単にできる賢い利用法

◇「紙」で見て、ついでに「ネット」でも確認

「ねんきんネット」に申し込んでいる人なら、次のような利用法が考えられる。

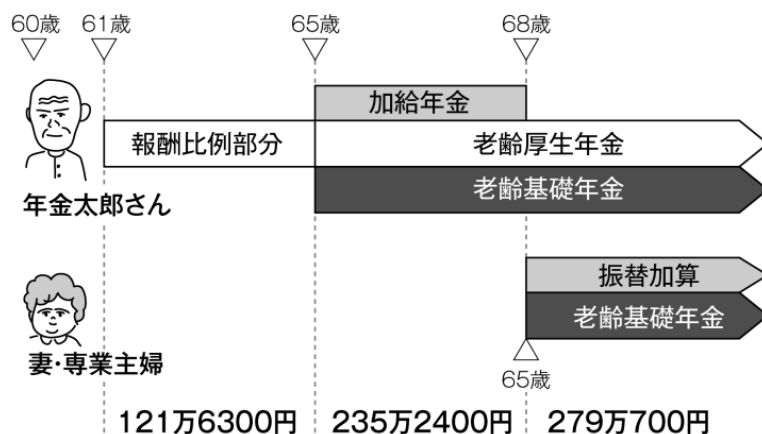
「ねんきん定期便」が誕生月に届く → 自分の年金個人情報を確認（年金見込額が前年より増えているか？ 1 年間の記録に間違いはないか？） → 自分のパソコンで「ねんきんネット」にアクセスして、もう一度、自分の年金個人情報を確認

こうすれば、年に 1 回は必ず自分の年金個人情報に接することができる。

◇「50 歳以上」は夫婦の年金の形がわかる

夫婦とも 50 歳以上なら、「ねんきん定期便」「ねんきんネット」で、それぞれの「老齢年金の見込額」がわかる。それを利用すれば、下記のように夫婦合計した年金収入がどうなるか、その推移を年齢ごとに把握することができる。これからのシニア、特に 60 歳代は、まだまだ、それなりの収入が必要で、世帯の年金収入がわかっているれば、マネープランが作りやすくなる。

年金太郎さん夫婦の年金の「形」



●「年金脳」を追放しよう！

日頃、年金と接しているため、ついつい「こんなことは当たり前。書かなくても、説明しなくてもいい」となりがちだが、常に一般人の目線に立ち戻って年金個人情報を考えることが大切ではないか。

例えば、「ねんきん定期便」で詳しい年金個人情報が送付される「35歳」「45歳」「59歳（昨年度までは58歳）」を「節目の年齢」と呼んでいる。年金に詳しい人なら、「25年」の受給資格期間があるから、ピンとくる。「35歳」で気づきを得て年金保険料を納めれば60歳で受給資格期間を満たせるし、「45歳」で気づいても60歳以降の任意加入や特例を使えば70歳で受給資格期間を満たせる。したがって、「確かに『節目だ』」となる（もともと、平成27年10月から受給資格期間は「10年」に短縮される予定だから、そうなる、その時点で「節目の年齢」についても見直しが必要になるとみられる）。

しかし、一般人の目線に立てば状況が違ってくる。ふつう世の中では、「30歳」や「40歳」、「50歳」を節目の年齢という。そういう一般人に向かって、何の説明もなく「35歳」「45歳」を節目の年齢と言っても、理解できないだろう。

ほんの一例だが、同様のことはほかにもあるかもしれない。「ねんきん定期便」「ねんきんネット」の情報についても、一般人の目線に立った点検が欠かせないのではないだろうか。そのさいには「年金脳」で年金情報を考えないことがポイントになると思われる。